古事記覚書

て述べ、『定本古事記』評を試みたが、本稿では、古事記の本文中、諸前稿では、古事記の本文批判に関する研究の経過とその問題点についー

(反降、真福寺本「降」、道果本・道祥本・兼永本「返降」。) 女先言而不良。 亦還降改言。」 故爾反降更往廻其天之御柱如先。参上、請天神之命。爾天神之命以、 布斗麻 邇 爾ト相而詔之、「因 於是二柱神議云、「今吾所生之子不良。猶宜白天神之御所。」即共まり問題にされることのなかった数ケ条について検討する。

本に異同がありながら、意味上さしたる不都合のないまま、これまであ

使い方はしていないのである。

とく、降る場所あるいは降すものを示していて、真福寺本異文のような

「降出雲国之肥河上名鳥髪地」「降是刀」のご

他の文字と熟合するか、

(古訓本上4ゥ、古典文学大系本54ペ以下同。)(注)と (古訓本上4ゥ、古典文学大系本54ペ以下同。)(注) (古訓本上4ゥ、古典文学大系本54ペ以下同。)(注) (古訓本上4ゥ、古典文学大系本54ペ以下同。)(注) (古訓本上4ゥ、古典文学大系本54ペ以下同。)(注) (古訓本上4ゥ、古典文学大系本54ペ以下同。)(注) (古訓本上4ゥ、古典文学大系本54ペ以下同。)(注) (古訓本上4ゥ、古典文学大系本54ペ以下同。)(注) (古訓本上4ゥ、古典文学大系本54ペ以下同。)(注) (古訓本上4ゥ、古典文学大系本54ペ以下同。)(注)

いう場合に限られ、(注②「天降」「自天降」「降到」「降来」のごとく古 賀 精 一

をとり、山田孝雄博士も、『古事記上 巻 講義』(昭15)で、「伊勢本・型に近いものと思われる。明治二十年の『田中校訂本』が早くこの本文下、一・二・三・四・九類の諸本にも見え、三異文のうちでは、最も原『道祥本』をはじめとして、卜部系諸本の祖本である『兼永自筆本』以最後に「返降」について考えてみよう。これは、伊勢系の『道果本』

島根大学教育学部紀要(人文・社会科学) 第六巻 三九―四四頁 昭和四十七年十二月

たい。 で、さらに検討を加え、本文として採用すべきことを明らかにしい、『国民古典全書本』(昭20)、『新訂増補国史大系本』(昭26)も「返い、『国民古典全書本』(昭20)、『新訂増補国史大系本』(昭26)も「返いるので、さらに検討を加え、本文として採用すべきことを明らかにしいるので、さらに検討を加え、本文として採用すべきことを明らかにしいるので、さらに検討を加え、本文として採用すべきことを明らかにしい、『返』とある。これは古本が皆伊勢一本・猪熊本・田中の校 訂 本には『返』とある。これは古本が皆

おりである。 (注4) 両書の該当個所と比較してみると次のとうかについて確かめる。 (注4) 両書の該当個所と比較してみると次のとるような、日本書紀・旧事本紀からの不純な本文の混入はなかったかど先ず「返降」の異文をもつ諸本のこの部分に、小野田光雄氏の懸念す

去。」乃卜定時日而降之。(日本書紀巻一、一書)時天神、以太占而卜合之、乃教曰、「婦人之辞、其已先揚乎、宜更還

とみていい。 古事記の「返降」の文字に対しては、両書からの本文の混入はなかった

博士も認めておられるとおり、「返」には、自動詞「カヘル」の用例も詞『カヘス』の意に偏って用あられてある。」といわれる。(ほうただし、事記の「還」と「返」の両字に、用字上の違いがみられることは、古事記のを除けば、悉く『カヘル』といふ自動詞に用ゐられ、」「『返』は他動事記の「還」と「返」の両字に、用字上の違いがみられることは、古事記のと続くのであるが、ここに「返降」の文字が使われることは、古事記の次に、問題の文は、直前の「還降改言」をうけて、「故爾返降……」次に、問題の文は、直前の「還降改言」をうけて、「故爾返降……」

あるのであって、二十二例中次の五例を数えることができる。

- 箇待撃者、悉逃返也。(上12ゥ・66ペ)(注6)() 猶追、到黄泉比良坂之坂本時、(伊耶那岐命) 取在其 坂本 桃 子三
- 挟木俣而返。(上38オ・100ペ) 救、八上比売者、雖率来、畏其嫡妻須世理毘売、其所生子者、刺
- ③ 故、建御雷神、返参上、復奏言向和平葦 原中 国 之状。(上57ゥ・
- 即塞海坂而返入。(上九オ・44ペ) 爾豊玉毘売命、知其伺見之事、以為心恥、乃生置其御子而、:
- 悪人等。因此思惟、猶所思看吾既死焉。」(中、景行記49ゥ・22ペ)而、返参上来之間、未経幾時、不赐軍衆、今更平遣東方十二道之白其姨倭比売命者、「天皇既所以思吾死乎、何擊遣西方之悪人等(倭建命)故、受命罷行之時、参入伊勢大御神宮、拝神朝廷、即

でないことは、次の諸例と比較してみれば明らかであろう。これら⑴~⑸の「返」字の使い方が、「還」字のそれと相対立するもの

- (6) 伊邪那岐命語詔之、「愛我那爾妹命、吾与汝所作之国、未作竟。 故、可還。」爾伊邪那美命答白、「悔哉、不速来。吾者為黄泉戸故、可還。」爾伊邪那美命答白、「悔哉、不速来。吾者為黄泉戸於是伊邪那岐命語詔之、「愛我那爾妹命、吾与汝所作之国、未作竟。 吾、」即遣豫母都志許売令追。……(上112・6ペ)
- (5) (大穴牟遅神)参到須佐之男命之御所者、其女須勢理毘売出見、縄、控度其御後方白言、「従此以内、不得還入。」(上26ゥ・82ペ) 其所隠立之天手力男神、取其御手引出、即布刀玉命、以尻久米

古

事記覚書

二(古賀)

神。(上48ゥ・12ペ) 然是天忍穂耳命、於天浮橋多多志而詔之「豊葦原之干秋長五百秋之水穂国者、伊多久佐夜藝弖有那理。」告而、更還上、請于天照大之水穂国者、伊多久佐夜藝弖有那理。」告而、更還上、請于天照大

(中、景申己97・24%) 在山代国我之庶兄建波邇安王、起邪心之表耳。伯父、興軍宜行。 故、大毘古命、更還参上、請於天皇時、天皇答詔之、「此者為、

(中、崇神記29ウ・184ペ)

る。 語は変わっているが、意味の違いは認められず、ただ、文字の選択を変 ているのである。はじめの「逃還」と、あとの「逃返」との間には、 て退散するところでは、⑴の例文にみるように、「逃返」の文字を使っ 行」「逃来」の語をつづけ、最後に、八雷神・黄泉軍らが桃を投げられ をみると、伊邪那美命に関して、「可還」「欲還」「還入」の文字を用 い、つづく伊邪那岐命の逃走のところでは、「逃還」の文字を使ってい (1) は、 (11) 以下、引用文では省略したが、逃走の経過とともに、「逃行」「逃 故 伊邪那岐命の黄泉国訪問の条の、⑥につづく文である。 自其時称御名、謂倭建命。 皆言向和而参上。(中、景行記48オ・20ペ) 然而還上之時、 山神、 河神、及穴 (6) の文 主

の差は考えなければならないが、右の例文の、少なくも「還」と「返」参上」のような使用例をあげることができる。「参」の有無による敬意る、(6)(7)(8)の「還入」、(3)の「返参上」に対する、(9)(4)の「還上」「還を上来之間」と記しているのである。同様に、(4)の「返入」に対する、(6)(7)(8)の「還上」「還と記しているのである。同様に、(4)の「返入」に対する、(6)(7)(8)の「還上」「還と記した同じことを、それにつづく(5)の文では、ち、(6)(7)(8)の「還上之時」と記した同じことを、それにつづく(5)の文では、ち、(6)(7)(8)の「選上之時」と記した同じことを、それにつづく(5)の文では、

えたというだけのことであろう。

 (Ξ)

に関しては、用法の違いはないとみていい。

書紀と違って、古事記では、倉野博士のいわれるとおり、「還」との間には、用字選択に偏りが認められる。しかし、右の例文にみるように、通用している例もあるのである。問題の、「還降改言」につづく、「返降……」の表記も、例文(6)と(1)、あるいは(11)と(5)の場合と同様に、同字の反復使用を避けようとした結果ともみられるのであって、「返降」の表記は少しも不自然ではなく、これこそ、末流写本の「反降」や、真福寺本単独異文の「降」よりも、原型本文としての資格を主張しゃ、真福寺本単独異文の「降」よりも、原型本文としての資格を主張しゃ、真福寺本単独異文の「降」よりも、原型本文としての資格を主張しゃ、真福寺本単独異文の「降」よりも、原型本文としての資格を主張した。

_

いない四例を一括して取りあげる。 次に、「忿」「怒」「怨」等の文字に異同があって、本文の定まって

(怒、真福寺本・道祥本「忿」、兼永本以下「怒」。)

(上33ゥ・92ペ)

左ニ「怒イ」ノ傍書アリ。寛永版本「怒」。)(怒、真福寺本・近衛本・前田本・山田本「怨」、兼永本「怨」ノ皇大怒、殺大日下王而、取持来其王之嫡妻、長田大郎女、為皇后。皇大怒、殺大日下王而、取持来其王之嫡妻、長田大郎女、為皇后。東岳、即盗取其礼物之玉縵、畿大日下王曰、「大日下王者、不受

(下、安康記25オ・28ペ)

爾大長谷王子、当時童男。即聞此事以慷愾忿怒、乃到其兄黒日子

(22)

古 事 記 覚 書 二(古賀)

王之許曰、 (忿怒、 真福寺本「怨怒」兼永本以下「忿怒」。) 「人取天皇。 為那何。」

(下、安康記26オ・30ペ)

(5)

(4)

(II) 爾志毘臣愈忿、 歌曰

岐礼牟志婆加岐 意富岐美能 美古能志婆加岐 夜気牟志婆加岐 夜布士麻理 斯麻理母登本斯

(忿、真福寺本「怒」、兼永本以下「忿」。)

(下、清寧記43オ・26ペ)

で、 紀 文決定は甚だ困難である。というのは、小島憲之氏も、古事記の文字使 旧事本紀前田本などに見える「因斯事八十神怒欲殺大己貴神」(地祇本 の文字があって、「怒」の字を斜線で見せ消ちしてある。これは、先代 とするかという点である。(道祥本の転写本である春瑜本には、「忿怒」 題は、真福寺本・道祥本の「忿」と、卜部系の「怒」とのいずれを本文 っている書写者の、単なる誤写訂正とみるのが 自 然であろう。)ところ からの「怒」字の混入を考えるよりは、むしろ「忿怒」の熟語を知 「忿」と「怒」のような同訓の文字が相対立している場合、その本 稲羽の素兎につづく、八十神の迫害の発端の部分であるが、問

(1) 爾其神大忿詔、「凡茲天下者、汝非應知国。 仲哀記60ウ・28ペ) 汝者向一道。」(中、 用上における異字同訓の例としてあげているように、住て両字の用法に

は、ほとんどその差が認め難いからである。

- (2)故、大后聞是之御歌、 仁徳記3ウ・28ペ) 大忿遣人於大浦、 追下而 自歩追去。 〒
- (3) 於是天皇大忿而矢刺、 百官人等悉矢刺。 (下、雄略記35ウ・31ペ)

- 穢死人」云而…… (上52ゥ・16ペ) 於是阿遅志貴高日子根神、 大怒曰、 「我者愛友故弔来耳。 何吾比
- 大怒猪出、 掘其歷木、即咋食其香坂王。 (中、仲哀記64オ・
- (6) 即天皇以鳴鏑射其猪之時、其猪怒而、 宇多岐依来。(下、 雄略記35

オ・314

(8)(7) 伝聞茲山有忿怒之大猪。吾欲取其猪。 夜長比賜也。 爾伊邪那岐大御神大忿怒詔、 (上18オ・72ペ) 「然者汝不可住此国」乃神夜良比爾 若獲其猪乎。 (H) **応神記76**

ウ・250

処置というべきであろう。 少ないとみられる真福寺本によって、「忿」を本文とする方が、穏当な むしろ、この場合、書写年代の古い、不純な本文のまじることの、より 部系の「怒」をとらなければならぬという積極的な理由はなにもない。 これに従うテキストも少なくないが、真福寺本の「忿」を排除して、ト じっている。当面の口の問題点について『古事記伝』では、 って、両字の用法に明確な違いは認め難く、⑺⑻の「忿怒」の用例もま 右の⑴~⑶の「忿」と、 一本には忿とあり」と記すだけで、卜部系の「怒」字を採用しており、 (4)~(6)の「怒」とは、 諸本に異同のない例であ 「怒ノ字、

本など、兼永本の親近下位の諸本には伝わっていない。三浦本に、「怨」 るが、左側に「怒ィ」の傍書がある。ただし、この傍書は、前稿でふれ た、後の筆かと思われるもので、(注8)近衛本・村井本・山田本・祐範 ように、古い写本は「怨」になっている。兼永本も、本文は「怨」であ 三の文では、「怨」か「怒」かが問題である。校異を一見してわかる

ことも、次のような用例からみて、不都合ではないと思う。型本文としてとるべきであろう。天皇の行為に「怨」の文字を使用するかと思われる。とすれば、伝来の古さからみて、ここでは「怨」字を原の右傍に「怒カ」とあるのが、わずかにそれを伝えるもののようで、寛の右傍に「怒カ」とあるのが、わずかにそれを伝えるもののようで、寛

- 30ペ) 天皇、深怨殺其父王之大長谷天皇、欲報其霊。(下、顕宗記45ゥ・

大日下王は安康天皇の叔父にあたる。

所以然者、比古神先来、比売神後来、此、男神不能鎮而行去之。所理はない。しかし、「怨怒」の語も、上代に例がないわけではなく、ノ宇真福寺本に怨と作る誤なるべし」として、「忿怒」をとったのも無にも用例があるが、「怨怒」は用例をもたない。『古事記伝』が、「忿怒」のの問題は、真福寺本の「怨怒」をとるか、兼永本以下の「忿怒」を図の問題は、真福寺本の「怨怒」をとるか、兼永本以下の「忿怒」を

以、女神怨怒也。(播磨国風土記、揖保郡) 所以然者、比古神先来、比売神後来、此、男神不能鎮而行去之。

0 をもたないが、口の条で述べたと同じ理由によって、ここも、 例もみえる。 のではない。 書紀の雄略前紀に、 「怨怒」をとることにする。 例のほか、 真福寺本の「怨怒」が誤写によるものとは考えられない。 一対一の対立異文で、 また「怨怒」は、『漢書』や『後漢書』にも例のある語で 『常陸国風土記』・那賀郡の条には、 「天皇忿怒弥盛」の文はあるが、ここを拘束するも 互いに、 積極的に他を否定する根拠 「不勝怒怨」 真福寺本 日本 の 用

古事記覚書二(古賀)

ば、ここも「怒」を本文とすべきであると考える。 田は、口の場合と逆に、真福寺本の「怒」と、兼永本以下の「忿」と か対立していて、判断に苦しむところである。延佳本、古訓本など、多が対立していて、判断に苦しむところである。延佳本、古訓本など、多が対立していて、判断に苦しむところである。延佳本、古訓本など、多が対立していて、判断に苦しむところである。延佳本、古訓本など、多が対立していて、判断に苦しむところである。 が対立していて、判断に苦しむところである。 がまれる。 ののであって、真福寺本の「怒」と、兼永本以下の「忿」と は、ここも「怒」を本文とすべきであると考える。

度見直さなければならないと思う。 度見直さなければならないと思う。 度見直さなければならないと思う。 度見直さなければならないと思う。 度見直さなければならないと思う。 度見直さなければならないと思う。 度見直さなければならないと思う。 度見直さなければならないと思う。

注2 古事記では、「雨ふる」には、「雨零風吹」(上)、「暴雨零来」(垂 仁をはぶいた。異文をもつ諸本の名称系統は『校本古事記』による。注1 引用文は、日本古典文学大系本により、分註など当面必要のない部分

は使用していない。書紀には「降雨」「霜降」の用例あり。記)、「零水氷雨」(景行記・允恭記)、のごとく「零」を使用して「降」 古事記では、「雨ふる」には、「雨零風吹」(上)、「暴雨零 来」(垂 仁

注3 伊勢本=道祥本、伊勢一本=春瑜本。

注 5 倉野憲司氏『古事記の用字と訓の二三について』(『国文学攷』50、昭注 4 小野田光雄氏『伊勢本系古事記の特異性』(『国語と国文学』昭38・11)

44 6

事 記 覚 書 二(古賀)

古

注7 小島憲之氏『上代日本文学と中国文学』上、二一三頁。昭4・6) もあるが、しばらく道果本・道祥本に従う。迯は逃の俗字。昭4・6) もあるが、しばらく道果本・道祥本に従う。迯は逃の俗字。注 小島憲之氏『上代日本文学と中国文学』上、二一三頁。

(昭和四七、九、十)

注8 拙稿『古事記覚書一』六ペ。(『島根大学教育学部紀要 第三巻)